明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二〇）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一六）　二

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一〇六）　三

○薬事法施行規則第十二条第一項の登録をした旨を公示する件（**厚生労働**四五）　三

○農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（**農林水産**五九一）　五

○保安林の指定をする件（**同**五九二、五九三）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**五九四～六〇一）　五

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**二五一）　六

○函館空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**二五二）　六

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**二五三）　六

○福岡空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**二五四）　六

○航路標識に関する件（**海上保安庁**六七～六九）　七

〔国会事項〕

岩手県　栃木県　大阪府　仙台市　静岡市　大阪市　八

〔人事異動〕

官庁事項　八

人事交流を希望する民間企業の公募（防衛省）　八

法　務　八

公証人任免（法務省）

労　働　八

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

国家試験

中小企業診断士試験に関する公告（経済産業省）　九

〔資　料〕

閣議決定等事項　九

日本と世界の天候（平成二十三年一月）（速報）（気象庁）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分関係　三〇

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生、承認援助関係　三〇

会社その他

省　令

○厚生労働省令第二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十日

厚生労働大臣　細川　律夫

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第二号中「五月間」の下に「（法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定又は要支援更新認定（法第三十三条第二項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。）の申請であって法第三十五条第四項の規定により法第二十七条第一項の申請とみなされたものに係る要介護認定を行う場合にあっては、十二月間を除く。）」を加える。

第四十一条第二項中「五月間」の下に「（法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定又は要支援更新認定（法第三十三条第二項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。）の申請であって法第三十五条第四項の規定により法第二十七条第一項の申請とみなされたものに係る要介護認定を行う場合にあっては、十二月間）」を加え、「期間」とあるのは「期間（十二月間を除く。）」を「六月間を」とあるのは「十二月間を」に改める。

第五十二条第一項第二号中「五月間」の下に「（法第三十三条の二第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定又は要介護更新認定の申請であって法第三十五条第二項の規定により法第三十二条第一項の申請とみなされたものに係る要支援認定を行う場合にあっては、十二月間）」を「期間」の下に「（六月間を除く。）」を加える。

第五十三条中「（法第三十三条第二項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十五条第二項中「五月間」の下に「（法第三十三条の二第一項の規定による要支援更新認定の申請であって法